

【相談内容】

No74.道路橋の定期点検における点検支援技術の活用について

○道路橋の定期点検において状態の把握をする際のカメラの精度について

【助言内容】

- 「道路橋定期点検要領（平成31年2月国土交通省道路局）」によると定期点検を行う者は健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を近接目視により把握するか、自らの近接目視による時と同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握することとなっている。
- 「点検支援技術 性能カタログ（令和5年3月国土交通省）」の「第1章 性能カタログの活用にあたって」「3. 性能カタログの活用について」によると、点検支援技術の誤差特性や原理上の適用限界等を把握したうえで、出荷物としての機器等が保証する性能の範囲で活用すること、また、定期点検を行う者が結果の解釈や利用に責任を持つこととなっている。
- したがって、点検支援技術の検討に際しては、定期点検を行う者が「近接目視による時と同等の健全性の診断を行うことができるかどうか」を道路管理者が判断することとなる。
- また「健全度を判断するために必要な画像であると判断すれば、▲万画素以上でなければならない、といった基準は無いのか？」については、基準について点検要領等には特に記載はなく、近接目視と同等の健全性の診断を行うことができるよう点検を行う者において判断することとなる。